

福島第一原子力発電所 2号機について

平成 16 年 4 月 2 日
生活環境部原子力安全グループ

福島第一原子力発電所 2号機は、平成 15 年 3 月 31 日に第 20 回定期検査のため、運転停止し、現在に至っている。

福島第一原子力発電所 2号機は、平成 10 年から平成 11 年にかけて炉心シュラウドの交換を行っている。しかしながら、平成 14 年 8 月 29 日に明らかにされた自主点検作業記録不正問題において、交換前の炉心シュラウドについて、平成 6 年に報告し、補修を行っていた場所以外にもひびが認められていたにも関わらず、発表せず、適切に対応していなかったこと等が指摘されている。

また、原子炉再循環系配管については、平成 6 年以降の定期検査中に実施した自主点検において、4 継手にひび割れを確認していたが、発表せず、配管の交換を行っていたことが明らかにされている。

原子力安全・保安院は、平成 7 年 10 月 23 日（第 1 回）及び平成 13 年 6 月 14 日（第 2 回）付けで妥当とした福島第一原子力発電所 2号機の定期安全レビューの評価を、平成 14 年 9 月 13 日に保守管理等に関して事実を照らし適切とは認められないとして撤回している。

その後、福島第一原子力発電所 2号機は点検・補修等が行われていたが、平成 15 年 9 月から 10 月にかけて、圧力抑制室内から足場材や漏斗等の異物が確認されたため、事業者においては、他の停止中のプラントも含めて圧力抑制室の異物調査を行い、平成 15 年 11 月には、異物混入再発防止対策の徹底や、全不適合情報の公表等の方針を明らかにした。

これらを受けて、福島第一原子力発電所2号機については、原子力安全・保安院から、福島第一原子力発電所4号機及び福島第二原子力発電所3号機とともに、安全性が確認された旨、地元町村に対しては平成16年1月16日に、また、県に対しては平成16年2月13日に、それぞれ説明が行われた。

県としては、一連の不正問題は、原子力発電所の安全性に対する信頼を根本から揺るがす基本的な問題であり、事業者の責任は当然のごとく厳しく問われるべきであるが、国の責任も極めて重大であるとの認識のもと、事業者はもとより国に対して厳正に対応し、事あるごとに問題点を指摘してきた。

今回、国の安全確認のあった福島第一原子力発電所2号機、同4号機及び福島第二原子力発電所3号機についても、従来同様、安全・安心の一体的な確保を基本に、個別に確認作業を行うこととした。

福島第一原子力発電所2号機については、原子力安全・保安院の安全確認の内容を確認するとともに、東京電力の点検補修、再発防止対策の取組状況について、専門家の意見も聞きながら、確認作業を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

原子力安全・保安院については、厳格な定期検査の実施や、品質保証活動に重点を置いた特別な保安検査の実施、事業者の自主点検や補修工事の実施状況についての保安検査官の立ち会い確認等を行っており、事業者が厳格に対応していこうとする姿勢はうかがわれる。

しかしながら、圧力抑制室の異物問題のように事業者からの報告を受けて初めて問題が明るみに出されるものも依然として少なくなく、今後とも規制機関として発電所の安全管理、品質保証の向上に資する取組みを更に強化していくことが求められる。

る。

立地地域の安全・安心の一体的な確保を図る観点から、先に福島第一原子力発電所4号機の安全確認に関して指摘したように、原子力安全・保安院は規制当局として、事業者との持続的な緊張関係のもと、真に責任をもってその権限を行使し、わかりやすく説明責任を果たしていくとともに、安全規制については、原子力安全・保安院の分離など、真に国民及び立地地域の信頼が得られ、より客観性を高めた体制を確立していくことが求められている。県としては、今後ともその取組みを厳しい目線で見えていく。

一方、東京電力については、平成15年7月の原子炉建屋内水漏れ問題を踏まえ、トラブル発生時における迅速かつ的確な対応や品質保証活動の一層の徹底など信頼回復に向けた更なる努力は必要であるものの、トラブル再発防止対策や予防保全的な補修工事等、慎重かつ真剣な取組みが進められ、また、申告案件の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。

しかし、先に福島第一原子力発電所4号機の安全確保に係る取組状況に関して指摘したように、この取組みを発電所の運営管理全体に浸透、定着させていくためには、更なる情報公開の徹底や企業システム全体の改善など、今後とも、風通しがよく透明性の高い発電所運営を行い、一体的な安全・安心対策を一つ一つ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。